

大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

第1 開催日時

平成30年9月5日（水）午後2時00分から午後5時00分まで

第2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

第3 テーマ

調停について

第4 出席委員（委員別，50音順）

1 地方裁判所委員

空閑直樹，草場淳（家裁委員兼務），島村晴彦，清水孝子，高倉セツ子，中田光治（家裁委員兼務），西田充男（家裁委員兼務），原口祥彦，三浦透（家裁委員兼務），森崎純次，山口直子

2 家庭裁判所委員

小野貴美子，川井祐二，首藤由美子，生野裕一，三島聖子

第5 議事内容

1 テーマについての説明

2 民事調停について

(1) DVD（5分くらいでわかる民事調停制度）視聴

(2) 実務の運用の説明

(3) 統計の説明

(4) 広報の実情

(5) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

◆ 平成21年から平成29年の大分地裁管内の事件数をみると，4割くらい減少していると思われる。その原因について，裁判所は何らかの分析が

できているか。

個人的には、民事事件全体が減少しているの、比例的に減少しているのかと思われるが、分析ができていない。

以前は交通事故の調停を申し立てていたが、現在は示談交渉ができなければ訴訟を提起するため、調停を利用することがなくなってきた。

また、弁護士が増加したこと、調停の申立てをせずに訴訟を提起することが多いのかと思われる。

- 裁判所でも分析ができていない。

特定の弁護士は、調停の申立てを行っているようである。

- 比較的若い弁護士は、調停より訴訟を起こす傾向にあると思われる。

ベテランの弁護士は、いろいろな選択肢の中から調停を選んでいると思われる。

- 弁護士や本人がどのような申立てを選択するかも関連していると思われる。

裁判所が広報活動をする中で、他の機関へ持ち込まれる相談で民事調停にふさわしいと思われるものがあると聞いているが、委員の皆様の関係機関にそのような相談があるか。

- ◇ 大分市役所では市民相談があるが、地域コミュニティーの希薄化から近隣トラブルの相談が増えていると実感している。

データで見ると調停の事件数が減っているということは、市民の認知度が低く、敷居が高いと思われるのではないかと。

このような場合でも調停の申立てができるという周知があれば、市民からのトラブルの案件について、調停を案内できるのではないかと。

- 近隣トラブルは、民事調停になじむものとする。

- ◇ 店舗の明渡しをしてもらう時に、調停という選択肢を思い浮かず、弁護

士へ依頼した。弁護士へ依頼する方が早いと思う。

- ◇ 事件数が減ったことは、紛争等が減っているのならいいことだと思う。
一方で、潜在的なものは減っていないのではないかとも思われる。現在は、インターネットを利用し書き込みを行えば、専門家が回答をしてくれることから、簡単なものは当事者間で解決しているのではないかと思われる。
- 印象としては、潜在的な紛争は減ってはいないと思うが、民事調停が紛争解決手段としては埋もれてしまっているのではないかとの問題意識をもっているところである。
インターネットの情報等で自主的な解決ができていないかとの話があったが、いかがか。
- 裁判所の訴訟では、当事者間の話し合いが決別したような場合が多いようなので、早い段階で調停や話し合いができていればと思うことがある。
- ◇ 電話での調停申立てはできないのか。
- 電話では調停の受付はできない。
- ◇ わざわざ裁判所へ出向いて申立てをしなければならないので、面倒だと感じる。弁護士へ電話で依頼すれば早く解決してもらえると感じる。
- 弁護士に相談し、弁護士が代理人となり調停を行う場合もある。
- 簡易裁判所は、県内各地にあるので最寄りの裁判所を活用していただきたい。
- 県や市町村、弁護士会等へ窓口用のパンフレットを置いていただいているが、窓口へ来た人に実際に手に取って見ていただいているか。
- ◇ 市役所へ足を運んで、パンフレットを取って行く人は少ないのではないか。そこで、各世帯に配布する市報のように、実際に皆さんの目に届く方法で広報をしたほうが良いと思う。

例えば、敷居は高くなく、こういった事柄でも調停ができますといったパンフレットを広く世帯へ配布すれば効果があると思う。

- ◆ 法律事務所に相談に来た方に対し、弁護士費用がないとか、弁護士費用を支払うまでの請求金額ではない場合等は、調停を勧めている。また、手続の仕方が分からないという方には、調停申立書を作成し裁判所へ提出してくださいと言っているが、さらに裁判所の調停窓口へ行けば裁判所の職員が申立書の書き方を教えてくれると伝えても問題はないか。

裁判所へ手続きに行くまでに、抵抗感がかなりあるようなので、とりあえず裁判所の受付窓口へ行って相談してくださいと紹介してもよいか。

- 窓口担当者が、手続相談をしているので、裁判所へ行くように伝えてもらいたい。また、各種の調停申立書も備えているし、申立書の書き方についても手続教示の範囲内で説明している。
- 一般の人には、手続説明と法律相談の区別がつきにくいと思われる。法律相談は弁護士にさせていただき、手続説明については、弁護士事務所に行った人を裁判所の窓口へと紹介してもらいたい。
- ◆ 検察庁には、被害者支援室があるので、ときどき被害を受けたとの相談があるが、民事事件と思われる金銭関係や交通事故等の場合は、弁護士会や法テラスを案内している。

◇ 県の消費者行政の窓口には電話による相談が寄せられる。

裁判所にお聞きしたいが、調停は、訴訟に比べてどの位費用が安いのか、また、窓口に行く前に電話による相談はできないのか。

- 申立手数料については、請求する金額が10万円までの場合は、訴訟が1,000円、調停が500円となる。納付する郵便切手については、最初の目安ではあるが、訴訟の場合が5,920円、調停の場合が408円となっている。また、調停が不成立の場合は、2週間以内に訴訟を提起す

れば、その手数料は訴訟の場合の金額から調停の申立手数料を差し引いた金額となる。

申立てについては、申立書と手数料及び郵便切手を納めていただく必要があることから、電話による申立ては受け付けていない。

- ◇ 調停に応じない相手側が多いので訴訟になっているのではないか。
- 相手方が出席するかどうかの問題であるが、相手方が出席する 경우가多く、裁判所という公的機関が間に入って話を聞いているうちに解決の糸口が見えてくることもある。また、当事者と直接対話をする調停委員による解決能力によるところが大きいところである。
- ◇ 調停の申立件数は、大分県だけでなく全国的に減少していることから、全国的な問題と考える。申立人の年齢層や事件種別などの点が減少しているかを分析する必要があると思われる。

また、大分地方裁判所のホームページを見たが、最高裁判所から各地裁へと繋がっているが、あまり見られていないのではないかと、特に若い年齢層は見ないのではないかと思う。書式のダウンロードもできるようになっているが、そこで調停の説明を行うとか、もっと使いやすく、見やすいものに変えて行く必要があると思う。減少している原因が、若年層の利用が少ないということであれば、その点が調停制度が埋もれてしまっている一つの原因と考えられるのではないかと。
- 事件別の分析は可能であると考えますが、今のところそのような分析がされていないことから分からない状態である。
- 裁判所のホームページの作成について、現在の裁判所のものがどうなのかを考えていかなければならないと思う。
- インターネットからの発信も含め、どのような工夫を行っているかをお聞きしたい。

- ◇ ホームページだけでなく、ツイッター、インスタグラム、フェイスブック等を活用すれば、より幅広い人々に発信できると思う。
- ◇ 若者はホームページ等を見るが、高齢者層はインターネットを見ないことからペーパーも必要であると考えます。
- ◇ 大分市役所でも市報を発刊しているが、一番効果が出るのは、新聞広告を出したり、地方新聞に掲載してもらうことだと認識している。
- ◇ 調停制度のDVDはとても分かりやすかったので、ユーチューブにアップすればいろいろな人に見てもらえるのではないかと。
- ◇ パンフレットを見ると、裁判所の言葉は難しいし、漢字が多すぎると思う。若者からみると、漢字も多し、民事調停って何だと思うのではないかと。もう少し分かり易いように、調停ではなく話し合いというようなことを前面に出せば理解し易いのではないかと。

3 家事調停について

- (1) DVD（ご存知ですか？家事調停制度）視聴
- (2) 調停委員の採用状況の実情説明
- (3) 実務の運用の説明
- (4) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）
 - 調停委員としてふさわしい方を確保していくためには、どのようにすればよいかについて、意見交換をお願いしたい。
 - 各職場で委員等の一般の方を採用する場合に、どのような事を考慮しているか。また、裁判所も60歳で定年を迎えた方を調停委員として迎えるケースがあるが、定年制が延長されてくると採用年齢が高くなってくるとの懸念があるがどうか。
 - 近年、家事調停は内容が難しくなっており、調停委員が主導していかな

けばならない状況が少なくなく、能力の高い方を確保しなければならない。定年退職して調停委員となられた方は、60歳代前半の方々が多く活躍しており、再任を経て70歳で任期が終了する。可能であれば60歳以前の方を確保し、長く活躍していただきたいと思っているが、皆様の職場ではどのようにして職員を採用しているか伺いたい。

◇ 家族の問題や精神障害の悩み等に社会福祉士が関係することが多いと思うが、社会福祉士会内で調停委員の募集をしているという話を聞かないので、社会福祉士会へも調停委員募集の話をいただければ、応募する人もいるのではないかと思う。

● 平成28年夏頃に一度訪問し調停委員について説明をしているが、それ以降はしていない。

◇ 制度的な説明ではなく、募集期間等を教えていただければ、応募者も出てくると思う。

◇ 調停の内容は、多岐にわたり複雑困難なものが多いと思うが、事件の内容により専門の調停委員を指定しているのか。

● 調停委員は、1件の事件に2名指定されるが、ベテランの方と経験の浅い方とを組み合わせて指定している。

◇ 例えば、法務や税務、福祉関係等の専門的な分野に絞って募集を掛ければ、より応募が増えるのではないかと思う。

● 遺産分割の関係等では、裁判所内でも研修を行い、事件に対応できるよう努めている。

◇ 調停委員の職種が一般的にはあまり知られていないと思う。

調停委員の任期は、70歳で終わるとのことだが、通常勤務の定年が延びてきていることや、70歳を過ぎても元気に勤務できる人もいるので、任期の見直しをしてみたいか。

事件の内容が複雑化しているとのことであるので、調停制度がどこまで対応できるのかの見直しも必要ではないかと感じる。

- ◆ 働き方改革で副業のすすめや、他職種の経験なども進められていることから、現役世代の人も関心を持つと思われるので、新聞等で宣伝をしてみてもどうか。

現役世代の人であれば、どの位の時間を必要とするのかを知りたいと思うが、相続の家事調停を担当した場合にどの程度の時間が必要となるのか。

- 1か月に1回程度の期日を指定するが、1期日は2～3時間程度である。事件の内容にもよるが、2～3か月で終了するものもある。しかし、複雑な遺産分割事件になると1年を超えることもある。

- ◆ やはり、調停委員を希望する人は、どの位の時間を裁判所に拘束されるのかを一番知りたいのではないかと思う。

◇ 調停委員には報酬があるのか。

- 調停委員には手当があり、調停の期日に立ち会った時間で変わってくる。例えば、1時間であれば8,000円弱の手当となる。また、手当は月単位で支払われる。

◇ 午前、午後も働き、多くの事件を指定してもらい、手当で生活ができるほどの収入を得ることができるのか。

- 事件が多い月でも10回程度の勤務である。手当で生活しようとしても難しい。

◇ 民事調停委員と家事調停委員は、両方ともできるのか。

- 本務、兼務として両方の事件を処理する方もいる。

◇ 心理士会へも調停委員の募集があったと思うが、期間が過ぎていたため、申込みができないことがあった。4月に総会があるので、その時に声を掛けていただけたらと思う。

- いつ頃募集のお話に行けばよいかも含め、検討させていただきたい。
- ◇ 調停制度というものを初めて知り、家事調停の事件が複雑化、多様化しているという話を聞いたが、調停委員の適性チェックなどはどのように行っているのか。
- 面接の場面で厳しくチェックしている。中立な立場で会話をすることができるか、当事者の話をしっかりと聴き取れるか、最近ではジェンダーバイアスに欠ける価値観や会話がなにかを意識して面接をしている。
採用されてからの研修でも、中立な立場で双方の意見を聞く、妥協点を見いだす、相手側や裁判所へ間違いなく伝える等の技法も含めて研修を行っている。
- 当事者の話を丁寧に聞くことができるか、相調停委員や裁判官とコミュニケーションをしっかりと取れるかを重要視している。

4 調停委員の研修について

- (1) 家事調停委員の研修の実情説明
 - (2) 民事調停委員の研修の実情説明
 - (3) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）
- ◆ 調停委員は、以前に比べて傾聴をするようになったと感じている。支部の調停委員も本庁で研修しているということなので、よいことではないか。
また、ユーザーである弁護士も一緒に研修に参加させていただきたい。紛争を解決しようという目的は同じであるから、相互交流をしたらよいのではないか。
 - ユーザーの話を聞くことも大事であると思うので、そのような形の研修も検討したい。
 - ◇ 研修の方法としては、講義形式よりも参画型のロールプレイやディスカ

セッションの方法で意見交換をする方が理解力が高まると思う。平均的にレベルを上げて行く必要があることから、同じカリキュラムで同じ時間をかけて行うことが考えられる。

- ◇ テレビ局では、取材現場、部長、デスクなど職種が多くあることから、情報共有するためアイパッドを配布している。スマートフォンを使って情報共有する方法もあるので、活用してはどうか。

放送法で定められた番組審議委員会があるが、委員には、新聞社の支局長、通信社の支局長、電力会社の支局長、大学教授及び主婦等がいるが、公募するのではなく、直接本人にあたっている。

調停委員も専門性が高いことから、市役所や県庁等の相談担当者等に直接声を掛けるのがよいのではないかと感じる。

- ◇ 調停委員という職種柄、負担も多くストレスが高いと思われるので、本人のためのストレスマネジメントの研修も取り入れたらどうかと思う。

- ストレスの多い職場なので、ケアが大切だと思う。

- メンタルケアの研修は行っていないが、リスクマネジメント、危機管理の研修は実施している。

- ◇ 大分県の消費生活相談員は、年間300件以上の相談を受けることから、相談員に対してストレスケアやメンタルケアの研修を行っている。

- ◆ 検察庁の被害者支援員はOBなので、ストレスケアやメンタルケアの研修は、庁として研修を行っている。また、ハラスメント相談員対象の研修で、ストレスケアの研修を行っている。

第6 次回期日等について

1 地方裁判所委員会

- (1) 日時 平成31年1月23日(水)午後1時30分から
- (2) 場所 大分地方・家庭裁判所大会議室

(3) テーマ 裁判員裁判について

2 家庭裁判所委員会

(1) 日時 平成31年1月23日（水）午後3時15分から

(2) 場所 大分地方・家庭裁判所大会議室

(3) テーマ 市民後見人について